

# 三ツ目公報

印文紙七印	印鑑
平成十七年 一四二八日	金

## 四 次

齧類の総額と區別の記載の公帳

## 齧類公帳

### 三ツ目公報 | 申

地内田代役（留保）十一世法連銀（十七印）銀田六十九株田價及び銀田價の銀田上  
額に附した齧類の総額と區別の記載を回帳銀九項の銀田上額に、次のとおり公帳か  
れ。

三ツ目公報	高	早	前
同	石	川	島
同	国	正	茂
同	秋	松	鈴
一	松	一	

#### 1 監査の概要

平成16年11月29日、地方自治法（以下「法」という。）第199条第4項の規定に基づき、酪農試験場の平成15年度の財務事務の執行に関する定例監査の予備監査を実施した。その際、前渡資金の精算に係る支出証拠書等、多数の書類が所在不明として提示されないものがあったため、証拠書の整備を指示し、平成17年1月5日に再度、予備監査を実施した。

この結果、前渡資金の精算が行われていない多額の不明金の存在が明らかになった。また、平成16年度の前渡資金の執行状況についても調査したところ、平成15年度と同様、通常の年と比較して多額の前渡資金が支出されていた。

このため、平成16年度に執行された前渡資金の精算についても監査する必要があると判断し、平成17年2月1日から10日にかけて、同条第5項の規定に基づく随時監査を定例監査と併せて実施した。

#### 2 監査対象期間及び監査対象事項

定期監査 平成15年度（財務事務の執行状況）  
随時監査 平成16年4月から12月まで（前渡資金の精算）

#### 3 監査の方法

監査は、監査対象期間における財務に関する事務の執行状況について、諸帳簿及び證明書類等を照査することとともに、職員からの事情聴取により実施した。  
また、法第199条第8項の規定に基づき、指定金融機関等関係人への確認、質問などを実施し、外部証拠による検証を行った。

#### 4 酪農試験場の状況等

##### (1) 職員体制

酪農試験場には、監査日現在、正規職員19名、臨時職員10名、客員研究員1名の合計30名が勤務している。正規職員19名の内訳は、行政職3名（場長、次長、総務課長）、研究職7名、技労職9名である。

組織は、総務課、草地環境科及び乳肉用牛科が設置されている。

##### (2) 山梨県財務規則で定める体制

酪農試験場は、山梨県財務規則において、県の予算の令達を受けてこれを執行する出先機関の「かい」として位置付けられている。

知事からの委任に基づき、税外収入の賦課徵収、令達を受けた予算の支出負担行為及び支出の命令、生産物の処分等の事務を執行する権限は、「かい長」としての場長にある。

出納長からの委任に基づき、現金及び有価証券の出納並びにこれらの保管、支出負担行為の確認及び支出命令の審査を行う「かいの出納員」については、次長が任命されている。

出納員の命を受けて、収納、支払の執行手続き、物品に関する事務等の会計事務をつかさどる「その他の会計職員（経理員）」には、総務課長が任命されてい

る。

(3) 酪農試験場における平成15年度の予算執行状況

収入済額は約4,400万円であり、その主な内訳は、試験飼育のための乳牛が生産する牛乳の売扱収入が約3,400万円、試験目的を終えた飼用牛の売却収入が約1,000万円であった。

支出済額は約1億2,100万円であり、その主な内訳は、酪農試験場費が約7,000万円、畜産振興費が約4,500万円、農業改良普及費及び財産管理費が約600万円であった。

## 5 監査の結果

監査の結果、法令等に違反するもの、不正な行為をしたと認められるものや著しく不適切な事務処理と認められる指摘事項は次のとおり。

(1) 前渡資金の精算が確認できない多額の使途不明金があった。また、不明金の大半が、支出負担行為同いや支出命令等の財務規則に定める手続きを経ずに支出されていた。(不明金の内訳は別表1のことおり)

(2) 資金前渡以外の支出についても、財務規則で定められている支出負担行為同いや支出命令の決裁を受けずに支出されたものがあり、支出の根拠となる支出証拠書等、必要な書類が所在不明のものや未作成のものが多數あった。

(3) 時間外勤務の実績がないまま、長期間にわたり時間外勤務手当が支給されていた。

(4) 扶養親族の資格が喪失しているにもかかわらず、届が提出されず、また、扶養親族の現況確認を怠ったため、長期間にわたり扶養手当が過大に支給されていた。

(5) 每月調定すべき牛乳の売扱代金について、調定時期が最大で6ヶ月遅延しているものや調定金額に誤りのあるもの、牛の売却代金の調定漏れ等、収入に係る事務処理が著しく不適切であった。

(6) 予定価格調書や契約書の不備、物品要求書の未作成等、契約や物品に係る会計事務処理が全般にわたり不適切であった。

(7) 郵便切手受払簿について、平成14年度からの繰越受入高が正しく計上されておらず、使用実績控除後の帳簿残高と現品を比較して、多額の切手が所在不明となっていた。

## 6 上記の指摘事項が発生した経緯

(1) 前渡資金の不明金について

資金前渡とは、地方自治法施行令第161条の規定に基づき、地方公共団体の職員（資金前渡職員）を通じて現金支払をさせるため、その資金（前渡資金）を当該職員に前渡するものであり、支出方法の特例の一つである。資金前渡が認められる経費については、同条の他、山梨県財務規則（以下「規則」という。）第71条第1項で規定している。

具体的な手続きの流れは、支出負担行為同いを通じて資金前渡職員を指定し、支出命令の手続きを経て資金前渡職員に対する前渡資金が交付される。前渡資金の交付を受けた資金前渡職員は、当該前渡資金を債権者に支払うことにより

精算手続きが終了する。

前渡資金については、直払の方法により、指定金融機関を通じて資金前渡職員に現金が交付されるが、この場合、出納員が発行した印鑑届と資金前渡職員宛の支払案内書及び印鑑届と同一の認印が必要となる。

酪農試験場では、総務課長が庶務担当者及び経理員であったが、その立場を利用して、財務会計システムを操作して、資金前渡の名目で支出負担行為同い及び支出命令の処理を行い、かい長の決裁や出納員の審査を受けずに出納審査済の入力を行い、資金前渡職員に対する前渡資金の支出を可能としたものである。

また、印鑑届には出納員の公印が必要となるが、総務課長が出納員に無断で公印を押印し作成したものである。

なお、出納員の公印については、出納員である次長がロッカーに鍵を掛けけて保管していたが、総務課長を信頼して予備の鍵を預けていた。

財務会計システム事務取扱要綱では、こうしたシステム上の操作による不正支出を早期に発見できるよう、毎月、審査済一覧表を所属の端末から出力し、当該一覧表の順に支出証拠書を編集する旨、規定しているが、酪農試験場においては、こうした支出証拠書の編集は行われていなかった。

今回のように、資金前渡の名目で不正な支出命令が審査済入力されていたとしても、出納員自ら、あるいは、出納員が職員に指示して、審査済一覧表と決済の支出証拠書とを1件ごとに合致していれば、もっと早い段階で、不正な支出命令を発見することができたものと思われる。

特に、平成16年4月分（平成15年度分）の支出証拠書については、所在地不明のものが80件近くあり、極めて異常な会計処理と言わざるを得ない。なお、平成16年6月10日に、規則第247条の規定に基づく出納局による会計検査（検査対象期間は平成15年6月10日から平成16年6月9日まで）が行われているが、その際、支出証拠書に関する指導事項は特になかった。

(2) 時間外勤務手当の支給について

時間外勤務を行う場合には、職員は、時間外勤務命令簿に申請時間や業務内容を記載し、担当リーダー経由で所属長に事前に申請しなければならない。

所属長は、申請された時間外勤務の内容と業務の進捗状況等から総合的に判断し、時間外勤務が必要と認められる場合には、時間外勤務命令簿に命令時間を記載し、認印を押印した後、当該命令簿を職員に返すことになっている。

そして、所属の給与担当者は、毎月、全職員から時間外勤務命令簿を回収し、1ヶ月あたりの時間外勤務の命令時間数を集計し、その結果を人事給与システムに入力することになっている。入力誤りがないか確認するため、職員別入力結果の帳票を端末から出し、給与担当者以外の職員からの確認を受けるのが通常の処理である。

なお、人事給与システム事務取扱の要綱では、時間外勤務命令簿の時間数の集計、システムへの入力及び入力結果表点検の方法、入力結果表の回覧の要否等、具体的な運用方法については、特に規定されていない。

(別表1)

前渡資金の支払確認状況(15年度分)

支出命令番号	支出年月 日	前渡資金の内容	金額	支払確認額	不明額	支出負担		前渡資金の決算書の提出の有無
						A	B	
0300038	H15.6.2	ハイウエーカードの購入に要する経費	70,000	70,000	0	○	○	○
0300123	H15.6.25	牛海綿状脳症検査済死亡牛の処理に要する経費(直払)	28,000	28,000	0	○	○	○
0300132	H15.7.30	簡便切手の購入に要する経費(押印・直払)	181,000	0	181,000	×	×	×
0300194	H15.7.23	家畜伝染病の検査手数料	187,200	0	187,200	×	×	×
0300206	H15.7.31	自動車車検(重量税)	50,400	0	50,400	×	×	○
0300215	H15.8.7	家畜の検査手数料	148,000	0	148,000	×	×	×
0300242	H15.8.26	自動車(タクシーカー)の重量税	63,000	63,000	0	○	○	○
0300252	H15.8.29	簡便切手及びハイエーカードの購入に要する経費	192,000	0	192,000	×	×	×
0300257	H15.9.5	平成15年度全廃管理者等講習に要する経費	4,200	4,200	0	○	○	○
0300258	H15.9.26	自動車重量税	31,500	0	31,500	×	×	○
0300259	H15.9.30	乳用牛の検査手数料	182,000	0	182,000	×	×	×
0300334	H15.10.17	ハイウエーカードの購入に要する経費	70,000	0	70,000	×	×	×
0300370	H15.10.30	乳用牛の伝染病検査手数料	172,000	0	172,000	×	×	×
0300394	H15.11.10	切手の購入に要する経費	62,000	62,000	0	×	×	○
0300400	H15.11.20	家畜(牛)の伝染病検査等に要する経費	112,320	112,320	0	○	○	○
0300411	H15.11.28	牛群登録代	276,000	0	276,000	×	×	×
0300435	H15.12.22	肉用牛の検査登録代金	198,000	0	198,000	×	×	×
0300487	H16.1.22	牛海綿状脳症検査済死亡牛の処理に要する経費	28,000	28,000	0	○	○	○
0300488	H16.1.22	肉用牛の検査登録等に要する経費	224,000	0	224,000	×	×	×
0300495	H16.2.2	自動車重量税	8,800	8,800	0	○	○	○
0300521	H16.2.24	牛の検査登録に要する経費	224,000	0	224,000	×	×	×
0300530	H16.3.2	牛海綿状脳症検査済死亡牛の処理に要する経費	28,000	28,000	0	○	○	○
0300531	H16.3.2	肉用牛の検査登録に要する経費(押印・直払)	96,000	0	96,000	×	×	×
0300557	H16.3.23	放牧試験用黒毛和牛の検査に要する経費	4,320	4,320	0	×	○	○
0300560	H16.3.26	乳用牛の検査登録料金	226,000	0	226,000	×	×	×
0300567	H16.3.31	乳用牛の伝染病検査に要する経費	326,000	0	326,000	×	×	×
	計		3,192,1740	408,040	2,784,1300			

※上記Bの支払確認額は、領収書や申請書等の証拠書類に基づき、当該前渡資金の現金が支出負担行為の内容に沿って、支払われたことが確認できたもの。

## 前渡資金の支払確認状況(16年度分)

支出命令 令番号	支出年月 日	前渡資金の内容	金額	支払確認額	不明額	支出資金の 行為同い の決算の 通過		支出命令 の決算 精算書の 有無
						A	B	
0400003	H16.4.13	ハイエーカードの購入代 金	80,000	80,000	0	×	×	×
0400004	H16.4.13	切手の購入代金	75,000	75,000	0	×	×	×
0400006	H16.4.30	牛の登録検査に要する経 費	340,000	340,000	0	×	×	×
0400029	H16.5.20	公用車の維持車輌に要す る経費	50,400	50,400	0	×	×	×
0400030	H16.5.20	死亡牛の焼却処理に要す る経費	56,000	56,000	0	×	×	×
0400031	H16.5.20	肉用牛の検査登録に要す る経費	284,000	284,000	0	×	×	×
0400052	H16.6.16	切手及びハイエーカードの購 入代金	87,500	87,500	0	×	×	×
0400053	H16.6.16	肉用牛の登録に要す る経費	82,000	82,000	0	×	×	×
0400078	H16.6.28	駐自動車の維持車輌に要 する経費	8,800	8,800	0	×	×	×
0400079	H16.6.28	牛器の検査 登録等に要す る経費	218,000	218,000	0	×	×	×
0400092	H16.7.23	肉用牛の検査登録に要す る経費	216,000	216,000	0	×	×	×
0400096	H16.7.30	交通安全管理者講習会費 担金	4,200	4,200	0	×	×	×
0400099	H16.8.5	肉用牛の検査に要す る経費	82,000	82,000	0	×	×	×
0400106	H16.8.11	死亡牛の焼却処理に要す る経費	28,000	28,000	0	×	○	×
0400107	H16.8.11	試験牛の結核検査手数料	2,880	2,880	0	×	○	×
0400150	H16.8.20	肉用牛の検査・登録に要す る経費	236,000	236,000	0	×	×	×
0400180	H16.9.10	郵便切手の購入代金	52,000	52,000	0	×	×	×
0400183	H16.9.21	肉用牛、乳用牛の検査・登 録に要する経費	243,000	243,000	0	×	×	×
0400197	H16.10.12	死亡牛の焼却処理に要す る経費	52,000	52,000	0	×	×	×
0400201	H16.10.21	畜産系機械(整地等) 運転扶助機器の受講に要 する経費	40,000	40,000	0	○	○	×
0400206	H16.10.25	乳用牛の検査に要する経 費	248,000	248,000	0	×	×	×
0400241	H16.10.29	切手の購入に要する経費	72,000	72,000	0	×	×	×
0400264	H16.11.5	ハイエーカードの購入に 要する経費	50,000	50,000	0	×	×	×
0400285	H16.11.11	牛の結核検査手数料	1,440	1,440	0	×	×	×
0400318	H16.11.26	牛群の登録に要する経費	284,000	284,000	0	×	×	×
0400323	H16.12.2	牛の伝染病等の検査に要 する経費	112,320	112,320	0	×	×	×
0400355	H16.12.27	乳牛の検査に要する経費	246,000	246,000	0	×	×	×
0400366	H16.12.27	死亡牛の焼却手数料	28,000	28,000	0	×	×	×
	計		327,9540	253,640	3,025,900			